

長 建 協 発 第 9 号
平成 27 年 4 月 9 日

各 支 部 長 様

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

除染等業務における年少者の就労禁止措置の徹底について

かねてより、会務の円滑な運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして別添のとおり会員専用ホームページに掲載いた
しましたのでお知らせ申し上げます。